

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区旅館業法施行細則 昭和55年5月31日規則第44号</p> <p>第1条から第10条（現行のとおり） （社会教育施設等）</p> <p>第11条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園</p> <p>(2) 世田谷区立青少年交流センター条例（平成26年12月世田谷区条例第55号）第1条の世田谷区立青少年交流センター</p> <p>(3) 世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号）第1条の世田谷区立郷土資料館</p> <p>(4) 世田谷区立総合運動場条例（昭和41年3月世田谷区条例第20号）第1条の世田谷区立総合運動場</p> <p>(5) 世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）第1条の世田谷区立千歳温水プール</p> <p>(6) 世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）第1条の世田谷区立多摩川玉堤広場</p> <p>(7) <u>世田谷区立教育総合センター条例</u>（昭和63年3月世田谷区条例第24号）第1条の<u>世田谷区立教育総合センター</u></p> <p>(8) 世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）第1条の世田谷区立身近な広場</p> <p>(9) 世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）第1条の世田谷区立大蔵第二運動場</p> <p><u>附 則（令和3年12月10日規則第146号）</u> <u>この規則は、令和3年12月20日から施行する。</u></p>	<p>世田谷区旅館業法施行細則 昭和55年5月31日規則第44号</p> <p>第1条から第10条（略） （社会教育施設等）</p> <p>第11条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園</p> <p>(2) 世田谷区立青少年交流センター条例（平成26年12月世田谷区条例第55号）第1条の世田谷区立青少年交流センター</p> <p>(3) 世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号）第1条の世田谷区立郷土資料館</p> <p>(4) 世田谷区立総合運動場条例（昭和41年3月世田谷区条例第20号）第1条の世田谷区立総合運動場</p> <p>(5) 世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）第1条の世田谷区立千歳温水プール</p> <p>(6) 世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）第1条の世田谷区立多摩川玉堤広場</p> <p>(7) <u>世田谷区立教育センター条例</u>（昭和63年3月世田谷区条例第24号）第1条の<u>世田谷区立教育センター</u></p> <p>(8) 世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）第1条の世田谷区立身近な広場</p> <p>(9) 世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）第1条の世田谷区立大蔵第二運動場</p>